

# 開発行為等に係る水道施設の譲渡 工事取扱要綱

平成26年5月1日改正

宮崎市上下水道局

# 開発行為等に係る水道施設の譲渡工事取扱要綱

(平成 26 年 5 月 1 日告示第 38 号)

## (目的)

第 1 条 この要綱は、宮崎市開発地給水指導要綱（以下「給水指導要綱」という。）の規定に基づき、開発地内の道路等（給水指導要綱第 13 条第 3 項に定める道路及び水道施設を必要とする場合は、その用地）に水道施設を整備する工事（以下「譲渡工事」という。）に必要な申請及び費用の負担等、必要な事項について定めることを目的とする。

## (費用の負担)

第 2 条 開発地内の水道施設整備に係る費用は、譲渡工事の申請を行う者（以下「開発者」という。）の負担とする。又次の各号に掲げる費用についても開発者の負担とする。

- (1) 受水槽及びポンプ施設等の整備が必要となる場合は、その設置に要する費用。
- (2) 前号において、通常の給水に電気料等の維持管理費を伴う場合、電気料等の 10 ヶ年相当分の費用。

2 開発者は、前項に定めるもののほか、宮崎市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めた費用を負担しなければならない。

## (水圧の測定及び水圧測定費の算出及び請求)

第 3 条 管理者は、開発者から開発行為に係る水圧測定の依頼があった場合は、水圧測定を行い、当該水圧測定に係る費用を算出し、開発者に請求するものとする。

2 管理者は、前項の水圧測定費納入後、測定結果を開発者へ提供するものとする。

## (事前協議)

第 4 条 開発者は、管理者に開発行為事前協議申請書等を提出し、管理者と協議を行い、次の各号に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 給水指導要綱第 5 条第 1 項における協議書
- (2) その他、管理者が必要とするもの

## (施工業者の承認及び通知)

第 5 条 開発者は、あらかじめ給水指導要綱第 10 条に定める施工業者を選定のうえ、管理者に申請を行い、承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申請書が提出され、譲渡工事の施工業者として認めたときは、開発者に通知するものとする。

## (譲渡工事の申請及び通知)

第 6 条 開発者は、譲渡工事の申請書に、別に定める書類を添付して管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項の申請書が提出され、その内容が適正であると認めたときは、開発者に通知するものとする。

(協定の締結)

第7条 管理者と開発者は、給水指導要綱第7条の規定により協定を締結するものとする。

(手数料の納入)

第8条 開発者は、設計審査及び完成検査手数料を管理者が指定した期日までに納入しなければならない。

(施工計画書の提出)

第9条 施工業者は、管理者に譲渡工事着工前に施工計画書を提出するものとする。

(連絡工事等願いの提出及び通知)

第10条 開発者は、連絡工事等を行う前に、管理者に連絡工事等願いを提出するものとする。

2 管理者は、前項の連絡工事等願いの内容について認めたときは、開発者に通知するものとする。

(中間検査)

第11条 施工業者は、管理者の中間検査を受けるものとする。

(施工管理費の算出及び納入)

第12条 管理者は、譲渡工事に係る施工管理費を算出するものとする。

2 施工業者は、前項で算出した施工管理費を管理者が指定する期日までに納入しなければならない。

(維持管理費の算出及び納入)

第13条 管理者は、譲渡工事で整備された水道施設の維持管理費を開発者に算出させるものとする。

2 開発者は、前項で算出した維持管理費を管理者が指定する期日までに納入しなければならない。

(譲渡工事の完成及び検査)

第14条 開発者は、譲渡工事の完成後は、速やかに管理者に完成届を提出し、管理者の完成検査を受けるものとする。

(検査済証の交付)

第15条 管理者は、前条の完成検査の結果、宮崎市開発地水道施設基準等に適合しているときは、開発者に検査済証を交付するものとする。

(固定資産の帰属)

第16条 開発者は、給水指導要綱第13条の規定により、布設、設置した水道施設を管理者に帰属させるものとする。

(施設の管理)

第 17 条 前条により帰属した水道施設の維持管理は、管理者が適正に行うものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別途定める。

附 則

この要綱は、昭和 46 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。